

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

飯塚市立飯塚第一中学校

1 「学校がいじめ防止基本方針」の目的

いじめとは、学校に在籍する生徒と、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、対象となった生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校だけでなく、自殺を引き起こす背景ともなる命に関わる深刻な問題である。また、近年急増しているSNS問題を介した「ネットいじめ」はいじめ、問題をより一層見えにくいものにしてきている。

よって、いじめ問題は、「絶対に許されない」「卑怯な行為である」「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、学校が一丸となって組織的に取り組むとともに、家庭や地域及び関係機関と連携し、社会総がかりでいじめの問題に対処していく必要がある。

また、いじめ防止に向け学校教育では、道徳の時間はもちろん各教科・総合的な学習の時間・学活等、学校の教育活動全体を通じた「道徳教育」を進めていくと共に、自己存在感・共感的人間関係を育ませ、生徒にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが肝要である。

本校における「学校いじめ防止基本方針」を総合的かつ効果的に進めて行くため、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策基本方針」及び「福岡県いじめ防止基本方針～いじめ しないさせない みのがさない～」を受け、これまでのいじめ防止に向けた取り組みを見直し、策定する。

いじめ防止対策推進法（定義）

第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「学校がいじめ防止基本方針」の内容

（1）本校のいじめの問題に対する考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根のないいじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、保護者や地域住民が学校いじめ対策基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、生徒・保護者・関係機関に説明する。

(2) 組織（校内いじめ問題対策委員会等）の設置

ア 構成員

組織の名称		いじめ・不登校対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長	—	—
		教頭	—	—
		主幹教諭	教務部	教務主任
		教諭	生徒指導部	生徒指導主事
		養護教諭	保健部	保健主事
		各学年生徒指導係	生徒指導部	生徒指導係
	外部専門家等	スクールカウンセラー	スクールサポーター	—

イ 役割

□役割

年間計画の作成と見直し

定期的な教育相談の設定。緊急を要する場合のアンケートの作成実施

いじめ・生活問題等の通報の窓口・情報の収集・記録

いじめの判断、対応方針の決定

□定期的な開催

毎月1日の学校生活アンケートを実施し、教育相談・面談等の資料とする

各学期末にいじめに特化したアンケートの実施

(3) 関係機関との連携

- 警察への相談・通報
- 教育事務所・教育委員会のスクールサポーターやスクールカウンセラー等外部専門家による支援等、人的体制の強化の支援
- 学校警察連絡協議会での定期的な情報交換・共有を図る
- 生徒・保護者を対象とした講習会、「非行防止教室」「情報モラル講習会」等の計画・実施
- 児童相談所との連携強化
- 法務局との連携、いじめに関する相談窓口の周知、人権擁護委員会との連携した啓発活動
- PTA連合会、青少年健全育成推進会議等と連携していじめ防止活動の推進

(4) 報告体制

□いじめの報告体制

- 1 いじめではないかと判断したものは、校長を始めとして関係職員に報告し、校長のリーダーシップの下、校内いじめ問題対策委員会を開く。
- 2 校長等の管理職は、いじめの状況や問題への対応の経過について、すみやかに教育委員会に報告し、状況に応じては関係諸機関との連携を図る。

【資料1】参照

(5) 教員研修

- 学校基本方針の共通理解を図る研修会
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施（年度初め）
- 講師を招聘した研修会（夏期休業期間）の実施

(6) いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組【取組の実施組織・年間計画】

ア いじめの防止の取組＝いじめを生まない教育活動

いじめが、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく必要がある。

- ・全ての生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ・生徒の豊かな情操や道德心の涵養
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する県民への普及啓発

したがって、いじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができる子供を育てるためには、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組む必要がある。

そのため、「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動の推進」、「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進する。

わかる授業づくり

すべての生徒が授業に参加できる授業場面を設定し、生徒を一人にしない（寝させない）学びの場をつくっていく。

※知識構成型ジグソー法を用いた協調学習の実践

教職員の気づき・実態把握

生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る事ができる感性を高める。そのためにも、生徒や保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査等を実態把握の方法として用いること。

※学校環境適応感尺度（アセス）の活用

自尊感情を高める学習活動や学級活動

お互いが自分の思いを話し、それぞれの違いを認め合う言語環境づくりが重要。その中で、教職員の生徒達への声かけで「認められた」と自己肯定感をもたせる。

※知識構成型ジグソー法を用いた協調学習授業・SEL-8の活用

道徳教育の充実

心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人として「気高さ」「心遣い」「やさしさ」に触れさせることで、自分自身の生活や行動を省み、実生活の中で生きて働く道徳的実践力を育ませていく。

人権教育の充実

人権教育の基盤である生命の尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

心の通い合う教職員の協力体制

学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくため、教職員の共通理解が不可欠である。

お互いに学級経営・授業・生徒指導についての相談や、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切。

保護者や地域への働きかけ

授業参観、PTAの各種会議や保護者会において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設ける。

イ いじめの早期発見の取組

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、児童生徒のわずかな変化に気付く力を高めることは大変重要である。人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。

そのため、学校や学校の設置者は、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により生徒がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図ることとする。

- 生徒達の立場に立つ
教職員が人権感覚を磨き、生徒達の言葉をきちんと受け止め、生徒達の立場に立ち、生徒達を守るという姿勢が大切。
- 集団生活の中で配慮する生徒に気づき、生徒達の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高める必要性が求められる。そのためには、共感的に生徒達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める事が必要。
- 日々の観察 ～集団を見る視点
休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に生徒達の様子に目を配る。生徒達と共に過ごす機会を積極的に設ける。
- 自学ノートの活用
毎日のコメントのやりとりから生まれる信頼関係をつくり、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- 教育相談
日常生活の中での教職員の声かけ。生徒達が気軽に相談できる環境をつくることが重要である。
定期的な教育相談週間を設けて、相談体制を整備する。
- いじめ実態調査アンケート、学校生活・環境多面調査等の実施
実態に応じて随時実施することにする。毎月 1 日の生活アンケートの実施。学期途中にいじめに特化したアンケートの実施。
- 相談しやすい環境づくり。
- 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や「ダイジェスト版」等を活用した早期発見の取組の実施。
- 教育相談週間の設定（学校生活アンケートに基づく全児童生徒対象の個人面談：学期 1 回程度）。
- 相談ポストの設置及び活用。
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組の実施。
- 年間計画の作成。

(7) ネット上のいじめの対応

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠である。保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要。

保護者会等で伝えること

- 携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- パソコン・携帯電話を第一義的に管理するのは家庭であること。
- 家庭において子どもを危険から守るためのルールづくり（フィルタリングなど）。
- 「ネット上のいじめ」は子ども達に深刻な影響を与えることを認識すること。

(8) 教育相談体制

- 毎日の「生活ノート」の活用により、生徒との毎日のコミュニケーションを行い、生徒の変容に敏感になること。
- 教育相談週間の設定と計画的な個人面談の実施
学期に1回程度の定例教育相談週間を設定。相談しやすい環境づくりをおこなう。
- 生活アンケートの実施。
- 生徒指導担当者による連絡会議。
週一回の定例化した会議を行う。(管理職・補導・生徒指導主事・養護教諭・各学年の生活指導担当者等)
いじめの早期発見・早期対応に努める。
- 週1回のスクールカウンセラー来校によるスケジュールの管理。
- スクールカウンセラーの専門機関を活用した校内研修の実施。

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- 保護者への意識調査を通して、保護者の意見・要望・生徒の状況を把握し、情報の共有化を図ると共に学校への信頼を高める。
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」の家庭のチェックリスト等を活用した保護者への情報提供。
- 中学校区を単位とした青少年健全育成会との連絡を密にし、学校外での生徒の生活状況を把握すると共に、学校における指導について理解を求める。
- いじめ対応に関する学校の考え方・取り組みについての説明・公開・発信。
PTA行事や学校便り等を活用した状況説明。
学校参観日・学校開放日を活用した授業公開。
学校評価としての、生徒の状況や保護者の意見分析。
- PTAの委員会主催による「いじめ防止研修」の開催。
- PTA行事成人講座や学年懇談会等におけるいじめの問題に関する研修会等の実施。
- いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用。

3 「学校のいじめ防止基本方針」の年間計画

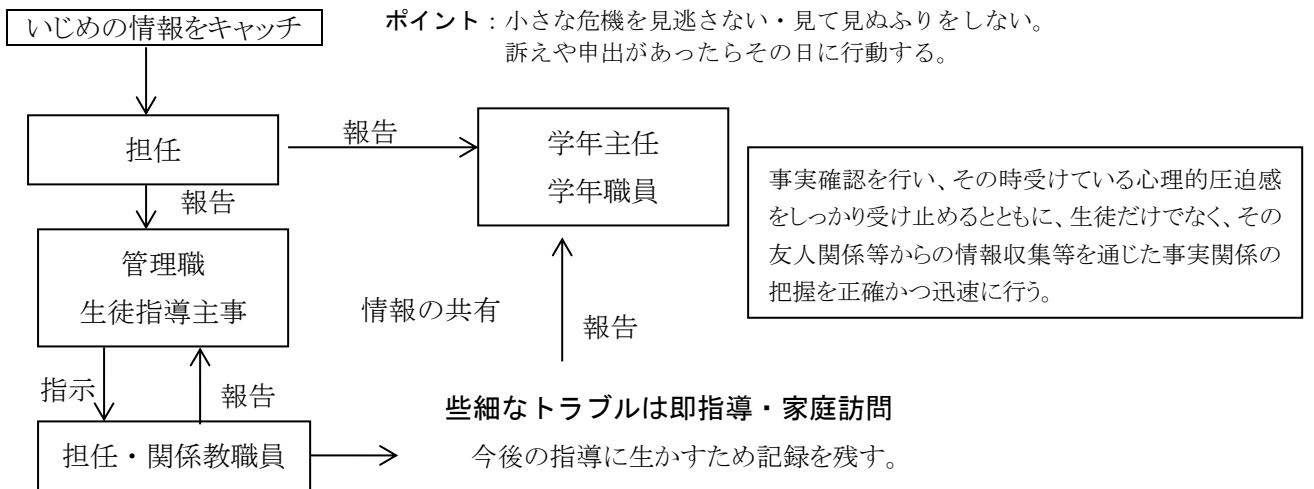
月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (*月1回以上)	いじめに対応する教育活動 の推進 (●年間)	評価・分析の 取組
4月	◇「学校生活アンケート」 生徒理解のための調査	*生徒指導・いじめ問題対策委員会 ・職員会議(気になる生徒) ・特別支援教育の視点にたつ児童生徒理解の研修会	」	
5月	◇「学校生活アンケート」 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*生徒指導・いじめ問題対策委員会 ・児童生徒理解のための職員会議		
6月	◇いじめに特化したアンケート調査 (※学期に1回 無記名) ◆「教育相談週間(月間)」	*生徒指導・いじめ問題対策委員会 ・SC等の専門家を招聘した研修会		
7月	◆「教育相談週間(月間)」 ◇「学校生活アンケート」	*生徒指導・いじめ問題対策委員会		
8月		*生徒指導・いじめ問題対策委員会 ・特別支援教育の視点にたつ児童生徒理解の研修会 ・SC等の専門家を招聘した研修会 (小中一貫事業)		・1学期の 取組を 評価・分析
9月	◇「学校生活アンケート」 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*生徒指導・いじめ問題対策委員会 *生徒指導・いじめ問題対策委員会		
10月	◇「学校生活アンケート」 児童生徒理解のための調査	*生徒指導・いじめ問題対策委員会		
11月	◇いじめに特化しアンケート調査 (※学期に1回 無記名) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*生徒指導・いじめ問題対策委員会	・SC招聘による生徒と保護者 参加の講演会	
12月	◇「学校生活アンケート」 児童生徒理解のための調査	*生徒指導・いじめ問題対策委員会	・いじめチェックリスト配布 ・学校アンケート	・2学期の 取組を 評価・分析
1月	◇「学校生活アンケート」 児童生徒理解のための調査	*生徒指導・いじめ問題対策委員会	・いじめ問題への保護者等向 け研修会等の開催	
2月	◇いじめに特化したアンケート (※学期に1回 無記名) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*生徒指導・いじめ問題対策委員会		・年間の 取組を 評価・分析
3月	◇「学校生活アンケート」 児童生徒理解のための調査	*生徒指導・いじめ問題対策委員会		

4 いじめ対応のポイント 危機管理マニュアル【資料1】

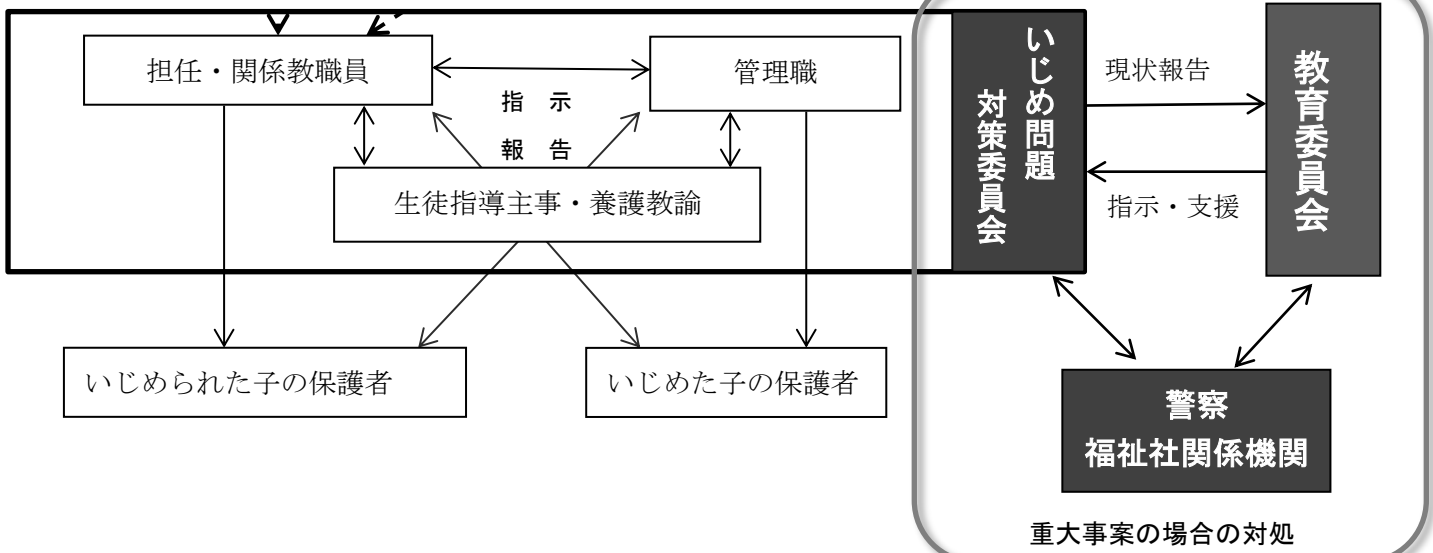
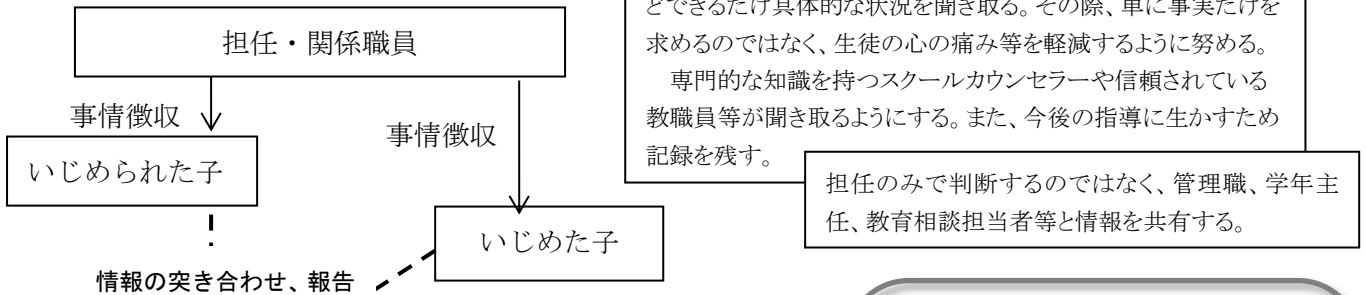
被害生徒の状況把握とその対応

いじめ早期発見（被害生徒との状況把握とその対応）

学級担任・学年・養護教諭	生徒指導部・補導	生徒指導部・教育相談	地域/保護者との連携
学校内外での生徒の行動観察・情報収集 休み時間・登下校 生活ノート	定期的な「悩み相談アンケート」の実施、 心の教室相談員の活用 マンツーマン方式での対応	保護者「教育相談の実施」	地域(学校評議員・民生員・児童員)との連携



いじめと認知・判断した時



(1) 保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 速やかに家庭訪問を実施する(可能な限り事情を聞いた当日に行う)。
- ② 被害生徒の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取組について説明し、理解と協力を依頼する。
- ③ 加害生徒の保護者には、事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。その際、一方的に過失を伝えるだけでなく、加害生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合う。

(2) 事後措置

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人ひとりの生徒に徹底し、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということを理解させるとともに、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを認識させる。
- ② いじめられている生徒については、学校が徹底的に守り通すということを、言葉と態度で示す。
- ③ 学級活動、道徳教育等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、善悪の区別や正義と勇気等について適切に指導する。
- ④ 新しい情報が得られ次第、第二報、第三報を教育委員会に報告し、対応を協議する。

(3) 指導(教育)の充実

いじめ防止及びいじめ発生に備えた学校の体制の確立

- ① 面談、アンケート等を適時実施するなどして、日常から生徒の実態把握に努める。
- ② 生徒に関する情報の共有化を図る。
- ③ 全ての教職員が「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題である」という共通認識を持つ。
- ④ 指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- ⑤ 豊かな人間関係づくりと教育相談を充実する。
- ⑥ 緊急時に備えた校内体制を整備する。
- ⑦ 生徒に関する情報の引き継ぎを十分に行う。
- ⑧ 家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し共通理解を図る。
- ⑨ 保護者・地域住民との情報交換を適切に行う。
- ⑩ 保護者へ啓発、援助等を行う。
- ⑪ 地域住民等からの意見を受け止めて反映させる。
- ⑫ 関係機関と日頃から開かれた連携を図る。
- ⑬ 体験活動など多様な指導方針による教育実践を図る。
- ⑭ 特別活動等において創意工夫を行う。
- ⑮ 規範意識の向上に向けて関係機関との連携による取組を実践する。

5 重大事案の際の危機管理マニュアル

重大事案の意味

「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企てた場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などを想定する。

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき」

(1) 教育委員会、警察・福祉関係者関係との連携【資料1】参照

- 学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱えもむのではなく、すみやかにいじめの現状を教育委員会へ報告し、問題解決にむけて指導・助言等の支援を受ける必要がある。
- 解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関を交えての対策を協議し、早期の解決を目指す。
- 学校は地域の警察と連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切。
- 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。
生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。
- 紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」（月例報告）の様式7で連絡する。

(2) 出席停止・転学措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談をおこなう必要がある。しかし、指導の効果が上げられず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ対策委員会は、出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する必要がある。

出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点からおこなうものである。

また、保護者から、他の学校への転校の申し出があれば、学校は柔軟に対応していかなければならない。

- 学校教育法 第11条〔児童・生徒等の懲戒〕
- 学校教育法 第35条〔児童の出席停止〕
- 学校教育法施行規則 第26条〔懲戒〕